

## みんなの税で助ける命

春日市立春日中学校3年 吉元 悠菜

これまで、人命救助活動において、国によって考え方や制度等の違いがあるとは思いませんでした。私の中では、火事や災害時等は消防車や救急車が出動して救助活動をするのは当たり前だった。しかし、先日、二〇一〇年秋にアメリカのテネシー州サウスフルトン市で実際に起きた話を知り、衝撃を受けた。

サウスフルトン市では、Aの住宅で火災が発生して消防車を呼んでも来ず、Bの住宅に燃え移って消防車を呼ぶと、Bの住宅だけ消火してAの住宅は全焼してしまったそうだ。消防隊がAの住宅の消防活動をしなかったのは、毎年、消防のサービスを受けるための火災保護費七五ドルを払うのを怠っていたため、たとえ火災の最中に支払いを申し出ても、火事に遭わない限り支払わない人が出てしまうため、認められていないとのことだった。

「消防活動は市が提供するサービスで、サービスを受けるか受けないかは住民の自由である」というサウスフルトン市長の考え方は人の生命を守る消防等のサービスが個人の選択制であることに、私には到底、理解できないものだった。なぜなら、私は東京オリンピック二〇二〇で知った、あることに感銘を受けたからだ。それは、日本における救急車の利用対象者の幅広さについてだ。税金で運営されている救急車は、常識的に考えれば日本国民や在留外国人がサービスを受けることができるものだが、税金を払っていない訪日外国人も無料で利用が可能だ。これは世界的にも大変珍しいことで、総務省では十六言語でパンフレット等を作成して利用普及に努め、救急現場では、救急隊用に開発された多言語音声翻訳アプリが利用され、救急活動を行っている。

このように、日本においては、人命を守ることは公共サービスとして国民及び外国人まで広く提供されている。その費用は無料であるが、税金という形で国民が分かち合って分担している。そしてまた、日本は憲法で納税の義務が定められているため、国民の「健康で豊かな生活」を実現するために使われる一例として、救急車が無料で利用可能なのだと分かった。一方、アメリカにおいては、政府は原則として個人の生活に干渉しないという自己責任の精神と、連邦制で州の権限が強いことから、社会保障制度のあり方が公助や共助より、自助の意識が強いと感じた。

ただ、これからの日本の問題の一つとして、少子高齢化に伴う労働力人口の減少が挙げられている。今まで税金でまかなっていたものが、アメリカと同様に個人で負担することにならないよう、私に今できることは、まず勉強に励むことだと思う。そして、これからは税金の使い道にも関心を持ち、大人になった時はきちんと納税し、公助や共助に重きをおいた日本の素晴らしいサービス制度を続けていけるように貢献していきたい。